

ID: 226

担当部署: 建設水道課

処分の概要	措置命令		
例規名 根拠条項	村田町工業用水道事業給水条例 第8条		
例規番号	平成3年条例第8号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (給水施設の検査)</p> <p>第8条 管理者は、管理上必要と認めるときは、給水施設を検査し、使用者に適切な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日